○国土交通省告示第四百五十二号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第四項第四号の規定に基づき、平成二十三年国土交通省告示第千二百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第二十九条の二第三項第四号」を「第二十九条の二第四項第四号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十三号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第五項第一号の規定に基づき、平成二十三年国土交通省告示第千二百九十二号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「第十四条の二第四項第二号」を「第十四条の二第五項第一号」に改め、第一号中「第二十九条の二第二項第二号イ(2)」を「第二十九条の二第二項」に、「定める基準」を「定める地震に対する安全性に係る基準」に、「同法第三条第一項各号」を「、同法第三条第一項各号」に改め、第二号中「第五条第一項」を「第六条第三項」に、「住宅性能評価書」を「建設住宅性能評価書」に改める。

別表中「第29条の2第2項第2号イ(2)」を「第29条の2第2項」に、「定める基準」を「定める地震に対する安全性に係る基準」に改め、別表備考5中「29条の2第2項第2号イ」を「29条の2第2項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第七項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第四十条の四の二第六項」を「第四十条の四の二第七項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十五号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第六項第一号の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「第四十条の四の二第六項」を「第四十条の四の二第七項」に改める。

別表中「第40条の4の2第6項」を「第40条の4の2第7項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十六号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第五項第一号イからニまでの規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則第一号中「第四十条の四の二第三項第一号から第四号まで」を「第四十条の四の二第四項第一号から第四号まで」に、「第四十条の五第三項第一号から第四号まで」を「第四十条の五第四項第一号から第四号まで」に改め、第二号中「第四十条の四の二第三項第五号」を「第四十条の四の二第四項第五号」に改める。

別表中「第40条の4の2第3項第1号」を「第40条の4の2第4項第1号」に、「第40条の5第3項第1号」を「第40条の5第4項第1号」に改め、別表備考4中「第40条の4の2第3項第2号」を「第40条の4の2第4項第2号」に、「第40条の5第3項第2号」を「第40条の5第4項第2号」に、「第40条の4の2第3項第3号」を「第40条の4の2第4項第3号」に、「第40条の5第3項第3号」を「第40条の5第4項第3号」に、「第40条の4の2第3項第4号」を「第40条の4の2第4項第4号」に、「第40条の5第3項第4号」を「第40条の5第4項第4号」に、「第40条の4の2第3項第5号」を「第40条の4の2第4項第5号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十七号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第七項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

「第二十九条の二第六項」を「第二十九条の二第七項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十八号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第七項第一号の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則中「第二十九条の二第六項」を「第二十九条の二第七項」に改める。

別表中「第29条の2第6項」を「第29条の2第7項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百五十九号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第六項第一号イからホまでの規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

本則第一号中「第二十九条の二第三項第一号から第四号まで」を「第二十九条の二第四項第一号から第四号まで」に改める。

別表中「第29条の2第3項第1号」を「第29条の2第4項第1号」に、「第29条の2第3項第2号」を「第29条の2第4項第2号」に、「第29条の2第3項第3号」を「第29条の2第4項第3号」に、「第29条の2第3項第4号」を「第29条の2第4項第4号」に、「第29条の2第3項第5号」を「第29条の2第4項第5号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部二、四四八円（本体二、三四〇円）　（配送料別）